

戦争法廃止を求める決議

昨年春から夏にかけて日本全国で湧きあがった「違憲」の声に焦りを感じた安倍政権は、戦争法（安全保障関連法）案の成立を急ぎ、2015年7月の衆議院をはじめ、9月19日未明に参議院で強行成立させました。今後は今年3月までに法律を施行し運用が開始されます。

戦争法は、憲法第9条が禁じる国際紛争解決のための武力行使を可能とするもので、「9条のもとで集団的自衛権の行使は禁じられている」としてきた歴代政権の解釈を180度変更した2014年7月の閣議決定に基づいたもので、憲法違反であることは明白であり、断じて認めることはできません。

2度の世界大戦を経て、唯一の被爆国であり、かつ世界に冠たる平和憲法を持つ日本は、「永遠の平和」を「外交」で訴え、維持していかなければならない絶対的な責務を負っています。戦闘中のどちらか一方に軍事的に加担し武力行使することは、その責務とは全く相反し、紛争の解決どころか戦闘に巻き込まれ、戦後70年間も守ってきた「1発の銃弾も撃たず」「1人の人間も殺さず」の歴史が終わってしまいます。さらには、国内外の一般市民にまで犠牲者が出ることも必至です。

戦争法に対しては、国会審議の段階から憲法学者をはじめ、各分野から反対の声が上がり、強行成立直後の世論調査でも約8割が政府の説明は不十分と答えていました。多くの地方議会でも、法案に関する意見書を可決し国会に提出しています。しかし、安倍首相はそれらの指摘に対しては全く聞く耳を持たず、「引き続き丁寧な説明に努める」と国会の内外で発言しています。今年に入ってから「今夏の参議院選挙では改憲可能な議席を目指す」とも明言しました。

私たちは、このような安倍内閣の強権的な政権運営に対して断固反対するとともに、戦争法の早急な廃止を強く訴え、私たちだけでなく世界の宝であり唯一の平和憲法である現行の憲法第9条を維持していくよう求めています。

以上、決議する。

2016年1月24日

全国金融労働組合連合会 第10回中央委員会